



## 1. 策定の趣旨等

### 【策定の趣旨】

令和5年4月1日に施行されたこども基本法において、市町村はこども大綱を勘案して、こども施策についての計画（こども計画）を定めるよう努めるものとされた。

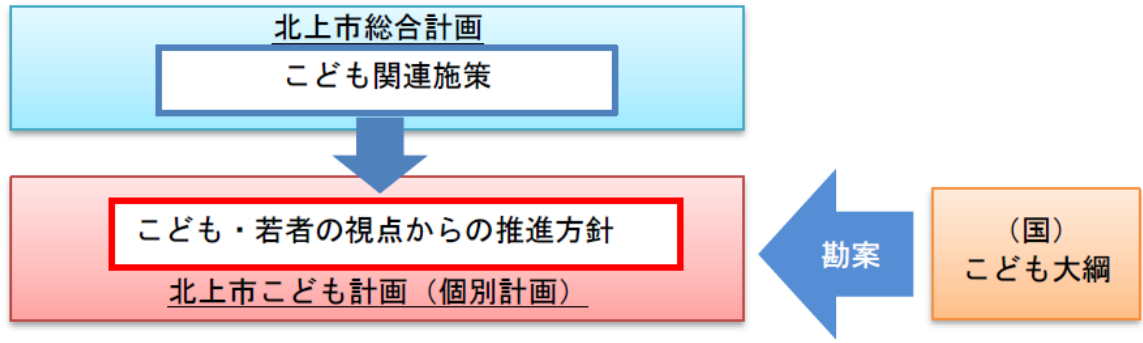
当市の子育て関連の施策についての計画としては、第2期北上市子ども・子育て支援事業計画があるが、本計画は令和6年度末に終期を迎えることとなる。

これまで子ども・子育て支援事業計画により進めてきた子育て支援だけでなく、ヤングケアラー対策や結婚支援など、こども・若者を取り巻く課題に対応するため、こども計画を策定しようとするものである。

【計画の名称】 北上市こども計画

### 【計画の位置づけ】

北上市総合計画に掲げる将来の都市像の実現に向け、総合計画や各個別行政計画との整合性を図りつつ、総合計画に掲げるこども関連施策に全体として統一的に横串を刺し、こども・若者の視点からの推進方針として位置付ける。



「①こども大綱を勘案して作成」する3つの計画と、「②一体のものとして作成できる各法令に基づくこども施策に関連する計画」の3つの計画を一体のもとして策定する。

**こども基本法第10条第2項に基づく「こども計画」**

**①こども大綱（こども基本法第9条第2項）を勘案して作成**

- 子ども・若者育成推進法第9条第2項に規定する市町村計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画
- 少子化対策基本法第4条に基づく少子化に対処するための施策

**②一体のものとして作成できることとされている各法令に基づくこども施策に関する関連計画**

- 子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策推進法第8条に規定する市町村行動計画
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく市町村行動計画

※赤枠線は、北上市第2期子ども・子育て支援事業計画の範囲。

【計画期間】 令和7年4月1日～令和12年3月31日

## 2. 策定の視点

- (1) こども大綱に沿った施策の推進**  
こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指して、大綱に沿った施策を推進。
- (2) こども・若者の意見や視点を大切にしたい計画**  
「こどもまんなか社会」の当事者であるこども・若者の意見や視点を大切に、計画に反映。
- (3) 北上市の地域特性を考慮した計画**  
北上市の年齢別人口、産業構造、地理的事項など、地域の特性を考慮した計画とする。
- (4) こども関連施策・現行事業の再整理**  
総合計画のアクションプラン、各種個別行政計画について、「こども施策」という横串を刺し、「こどもまんなか社会」という切り口で関連施策・現行事業を再整理。
- (5) 組織横断的な推進体制の検討**  
「こどもまんなか社会」を実現するため、全庁を挙げて組織的に施策を推進する体制を検討。

**「こどもまんなか社会」**  
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

## 3. 策定体制

- (1) 外部の検討体制**  
現行の子ども・子育て会議の委員を充て、必要に応じて関係者から意見聴取を行う。
- (2) 内部の検討体制**  
副市長をトップとしたこども施策に関連する部等の長による検討会議を設置。必要に応じ課長級の幹事会を設置。
- (3) こども・若者、子育て当事者の意見反映**  
調査、計画策定において、多様な手法で当事者の意見を的確に把握し、計画に反映。
- (4) その他の意見聴取**  
パブリックコメントを実施し、広く市民からの意見を求める。
- (5) 調査・計画策定支援業務委託**  
現状調査、分析、計画策定において専門性・実効性を確保するため、支援業務を委託。
- (6) 事務局検討作業**  
国において今後策定されるガイドラインや実行計画のほか、国、県等の動向も踏まえる。





計画の決定

庁議  
※ 検討組織で検討されてきた計画案を庁議決定



議会への報告・説明

議会全員協議会  
※ 検討組織で検討されてきた計画案を報告・説明



計画の検討

内部の検討組織

子ども計画検討会議  
※ 関係部長からなる内部検討組織  
※ 必要に応じて幹事会等の下部組織を構成

外部の検討組織

子ども計画策定委員会  
※ 子ども・子育て会議の委員を充て、必要に応じて関係者から意見聴取を行う。

三役協議  
※ 計画検討状況の進捗報告  
※ 計画案の協議

計画案の作成

子育て支援課  
※ 計画案作成にかかる各種調整、各種検討会議の主催、事務局業務

子ども計画の主体

子ども、若者、子育て当事者など  
※ アンケート調査への協力。計画案に対する意見表明

市民の意見

パブリックコメント

施策の検討

担当課  
※ 各種子ども施策の検討

アンケート調査・分析、計画案調製

委託業者（プロポーザルで選定）  
※ アンケート調査を実施。調査内容を分析し、計画案を調製。意見の集約、計画案への反映。

開催支援

